



トヨリ通信

かわら版
いきいきぱくをめざす...

朝鮮高校無償化ネット認知

9月14日(月) 第14回口頭弁論がありました！

気温も涼しくなってきたこの日、裁判所前には裁判傍聴のための長蛇の列ができていました。今回は、原告側の準備書面の要旨陳述があり、裁判報告集会では提出された意見書の説明がありました！

◆第14回口頭弁論の内容◆

今回の口頭弁論では、文科省の朝鮮高校排除が、日本が批准している国際人権規約に違反していることについて、中島弁護士から準備書面の要旨陳述がありました。日本が批准している社会権規約は、13条であらゆる人の教育への権利の保障を定めていて、2条2項で、それらが出自、政治的意見、社会的出身などを理由としたいかなる差別もなしに保障されるよう定めています。にもかかわらず、祖国や総連との関係を理由に朝鮮高校生徒に就学支援金を支給しないのは、社会権規約に違反しているといえます。

しばしば、国際人権規約には法的な拘束力がなく、裁判では問題とならないという指摘がされることがあります。しかし、近年の判例でも、「社会権規約上の権利を具体化する立法がなされた場合には、社会権規約2条2項に裁判規範性が認められる」との判断が裁判所から下されています。よって、高校無償化法に関するこの裁判でも、社会権規約の趣旨・理念に則った解釈、判決が下されなければなりません。

また、無償化除外の根拠とされた朝鮮学校と祖国の関係について正面から答えるために、朝鮮学校で学ぶことの意味、生徒にとっての祖国がどのようなものであるかについての意見書が、裁判所に提出されました。

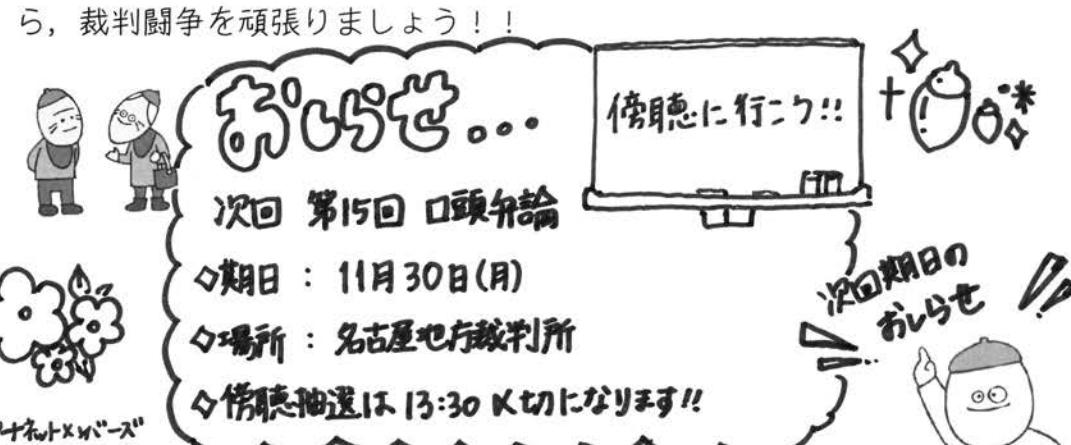
●裁判報告集会の様子●

今回の裁判報告集会では、口頭弁論で提出された意見書の内容について、執筆した山本かほり教授より説明がありました。意見書の題目は、「朝鮮学校で学ぶことの意味-朝鮮学校での営み・朝鮮民主主義人民共和国との関係をいかに考えるのか?-」。

生徒たちが朝鮮学校の中で朝鮮人としての民族性を自然に継承し、さらに獲得していること、自分のルーツを隠すことなく生活できる場において、屈折なく朝鮮人としてのアイデンティティを形成していることが、朝鮮学校生徒たちの「明るさ」を支えているのではないか。また、学校での教育、行事のあり方や、保護者・生徒が朝鮮学校をどのように大事に位置づけているかについて、お話をありました。

そして、朝鮮学校と共和国の関係について、「進歩的」な言論でさえも、「北朝鮮=悪」を前提として、「いまや朝鮮学校と朝鮮の関係は薄れている」、つまり、「朝鮮学校は日本社会にとって“理解可能”な学校になりつつあるから“許容”すべきだ」という論調が主流であり、結局は朝鮮学校の民族教育の営みを否定し、同化につながる議論がなされてしまっている、との指摘もありました。朝鮮学校にとって朝鮮民主主義人民共和国がどのようなものであり、祖国への愛着とはどのようなものか、そして、朝鮮学校がそのような「祖国」とのつながりを問題視されることの不当性についても、強調されました。

これからも、朝鮮学校での民族教育の本質をしっかりと見定めながら、裁判闘争を頑張りましょう！！



作成: USM ~おひらせ~ ウリハキサガナネットメイバーズ